

## 協議が調ったことの証明書（案）

- 1) 北野地域よりみちバス事業計画変更 p 1
- 2) 城島地域よりみちバス事業計画変更 p 3

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

平成29年 3月24日付け 久留米市地域公共交通会議において、下記の事項に関し、協議  
が調ったことを証明する。

記

北野地域よりみちバス（コスモス号）の事業計画を次のとおり変更する。

□ 変更1：路線の新設

①既存路線の延伸（延伸部新設）

路線番号	a13
起 点	福岡県三井郡大刀洗町大字本郷1017-1地先
終 点	福岡県久留米市金島1268-1地先 【変更前】
	↓（終点側延伸）
終 点	福岡県久留米市金島406-1地先 【変更後】
延 長	3,730m 【変更前】→4,000m 【変更後】
道路種別	福岡県県道（道路管理者 久留米県土整備事務所）

②路線新設

路線番号	a57
起 点	福岡県久留米市北野町金島1247-18地先
終 点	福岡県久留米市北野町金島406-1地先
延 長	620m
道路種別	久留米市市道（道路管理者 久留米市）

□ 変更2：停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

○停留所の新設（停留所名）宮地嶽神社（みやじだけじんじゃ）  
要予約バス停（予約時のみ経由）  
（停留所住所）福岡県久留米市北野町金島538-2地先

○上記新設停留所は坂本神社前～高島間に設置

【変更前】坂本神社前→（910m）→高島

【変更後】坂本神社前→（1,290m）→宮地嶽神社→（390m）→高島

※宮地嶽神社の利用予約がない場合は、変更前の経路を運行

□ 変更3：運賃等

○よりみちバスに同乗し、次の者を介助する場合、介助する者（以下「介助者」という。）の運賃を無料（運賃は久留米市が負担）とする。

【介助者が無料となる介助対象者】

- ①身体障害者手帳所有者
- ②療育手帳所有者
- ③精神障害者手帳所有者

※①～③については、所持する手帳を乗務員に提示した場合、介助対象者1名に対して1名の介助者を無料とする。

- ④校区まちづくり振興会の実施イベントに参加する高齢者（65歳以上）

※④については、実施イベントに対して原則1名の介助者を無料とする。  
また、介助者が乗車する際は、校区まちづくり振興会又は社会福祉協議会の発行する腕章を身に付けるとともに、利用の前日までに校区まちづくり振興会が久留米市及び運行事業者に連絡を行うものとする。

平成29年 3月 日  
久留米市地域公共交通会議  
会 長 森 望

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

平成29年 3月24日付け 久留米市地域公共交通会議において、下記の事項に関し、協議  
が調ったことを証明する。

記

城島地域よりみちバス（インガット号）の事業計画を次のとおり変更する。

□ 変更内容：運賃等

○よりみちバスに同乗し、次の者を介助する場合、介助する者（以下「介助者」という。）  
の運賃を無料（運賃は久留米市が負担）とする。

【介助者が無料となる介助対象者】

- ①身体障害者手帳所有者
- ②療育手帳所有者
- ③精神障害者手帳所有者

※①～③については、所持する手帳を乗務員に提示した場合、介助対象者1  
名に対して1名の介助者を無料とする。

- ④校区まちづくり振興会の実施イベントに参加する高齢者（65歳以上）

※④については、実施イベントに対して原則1名の介助者を無料とする。ま  
た、介助者が乗車する際は、校区まちづくり振興会又は社会福祉協議会の  
発行する腕章を身に付けるとともに、利用の前日までに校区まちづくり振  
興会が久留米市及び運行事業者に連絡を行うものとする。

平成29年 3月 日  
久留米市地域公共交通会議  
会 長 森 望